



平成 27 年 4 月 28 日

各 位

上場会社名	日本化成株式会社
代表者	取締役社長 中村英輔
(コード番号	4007)
問合せ先責任者	経理部長 関 信哉
(TEL	03-5540-5861)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 101 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも定款に定めることにより責任限定契約を締結することが新たに認められることに伴い、適切な人材の招聘を円滑ならしめ、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第 29 条第 2 項(取締役の責任免除)及び第 39 条第 2 項(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 29 条第 2 項(取締役の責任免除)の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

別紙のとおり

#### 3. 日程

定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日
効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

日本化成株式会社 総務人事部総務グループ TEL:03-5540-5861

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第 2 9 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 4 2 3 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 4 2 5 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第 3 9 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 4 2 3 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 4 2 5 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第 2 9 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役（同法第 2 条第 1 5 号イに規定する業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 4 2 5 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第 3 9 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 4 2 5 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</p>